

敵基地攻撃能力は「報復」攻撃のため

「説売」一冊のヤンタ  
ヒューで、敵基地攻撃能  
力の保有について危険な

当手癒へ被書を受けるかも  
しれない」と思わせる  
ことが大切」なども強調  
しています。

日本の日本議会・日本銀行  
協議会機関誌『経國大業  
』第一回で紹介され

「打撃力」を保有  
これは相手国が攻撃に着手した段階で、攻撃の策源地（ミサイル基地）  
「日本は政策判断として敵基地攻撃能力を保有し、をたたき防衛する」という  
書が出た場合」——報復は米軍に頼るが、自衛隊が

「よく『敵基地攻撃能  
力』という言葉が使われ  
ますが、この表現はあま  
り適切ではない」とし  
「敵基地だけに限定せ  
ず、『抑止力』として打

「ふうな」（）として指摘もともとの「敵基地攻撃」とは異なり、「報復能力」とは異なり、「報復不能しない」などとして、「敵基地攻撃能力の保有は必須」と主張。また「相手に『最初の一撃をせん滅に出撃する米軍との協力のために不可欠だ

「力を持つ」とも強調。「安倍政権において、スタンダオフ（サイル）という形で、具体的な能力については保持しました。この能力を打撃力、反撃能力としても行使できる

# 危険な安倍元首相の発言

「やうじしてく」、「いざ  
は北朝鮮に対しても必ず  
ない WEST POINT でも「  
用である」と主張していく  
ます。

しかし、憲法の条に基  
づく事力防衛の原則で  
も、国連憲章をはじめ  
する国際法においても、  
武力攻撃が認められるの  
は相手国の攻撃を排除す  
るためです。攻撃を受け  
たならば反し「出兵」  
として行われる報復攻撃  
は違憲、違法といわれてい  
ます。

「台灣有事」でも  
同じく報復的な反撃力を  
持つ上で相手の攻撃を  
周ぐふむある「封  
止」と翻訳がおかしいと  
いふが前提もない。

しかも攻撃目標を「敵  
基地だけと既定せよ」と  
しており、政治的経済的  
抑止の攻撃も示唆。あた  
は北朝鮮だけでなく、「南西  
洋にしても「東シナ海」  
にかけては、台湾有事  
における中国本土に対する  
攻撃の可能性を排除し  
ないものです。

そういう攻撃力を米軍  
に頼らず日本が独自に持  
ち、米軍とともに実行す  
る。「敵基地攻撃」を  
封止と譯むのがやうじして  
いる。「打撃力」の  
強化は、あれど米軍の軍  
事的緊張の中でも、日本が  
米国側に立つてやうじして  
緊張を激化せしむ危險を  
わざりなし違憲の議論で  
あります。(中編第一)